



県章

山形県公報

令和7年4月8日(火)

第593号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税政課) ……367
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……370

告示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……373
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……374
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……375
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……376
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……377
- 平成5年3月県告示第269号(海岸保全区域の指定)の一部改正……………(空港港湾課) ……同

公告

- 一般競争入札の公告……………(河北病院) ……378

規則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月8日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第30号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の4」を「第4条」に改める。

第4条の2から第4条の4までを削る。

第19条中「及び地方法人特別税」を「(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第1条に規定する特別法人事業税をいう。以下同じ。)及び地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する

等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に規定する地方税法特別税をいう。以下同じ。）」に改める。

第40条の8第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別記第92号様式（表）中

市町村が支出した	過 誤 納 金 額		按分率		を
	還 付 加 算 金 額		0.		
	前 納 報 奨 金 額				
	山形県県税条例第40条第1項第5号に掲げる金額				
市町村が支出した	平成19年度から令和5年度に係る	過 誤 納 金 額		按分率	に改
	までの課税分に係る	還 付 加 算 金 額		0.	
	令和5年度に係る	前 納 報 奨 金 額			
	令和5年度に係る	山形県県税条例第40条第1項第5号に掲げる金額			
	令和6年度以降に係る	過 誤 納 金 額		按分率	
	令和6年度以降に係る	還 付 加 算 金 額		0.	
	令和6年度以降に係る	前 納 報 奨 金 額			
	令和6年度以降に係る	山形県県税条例第40条第1項第5号に掲げる金額			

め、同様式（裏）の記載上の注意第2項中「過誤納付金額」を「」の項の「平成19年度から令和5年度までの課税分に係る」の項の「過誤納付金額」の項及び「市町村が支出した」の項の「令和6年度以降課税分に係る」の項の「過誤納付金額」に改め、同記載上の注意第3項中「還付加算金額」を「」の項の「平成19年度から令和5年度までの課税分に係る」の項の「還付加算金額」の項及び「市町村が支出した」の項の「令和6年度以降課税分に係る」の項の「還付加算金額」に改め、同記載上の注意第4項中「前納報奨金額」を「」の項の「平成19年度から令和5年度までの課税分に係る」の項の「前納報奨金額」の項及び「市町村が支出した」の項の「令和6年度以降課税分に係る」の項の「前納報奨金額」に改め、同記載上の注意第5項中「算定」を「市町村が支出した」の項の「平成19年度から令和5年度までの課税分に係る」の項の「算定」に、「地方税法施行令第8条」を「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条に規定する按分率を、「市町村が支出した」の項の「令和6年度以降課税分に係る」の項の「算定の基礎となる金額又は乗率」の欄の「按分率」は地方税法施行令第57条の4の2」に改める。

別記第93号様式（表）の記載上の注意第8項中「平成18年度」を「令和5年度」に改め、同様式別表5を次のように改める。

別記第93号様式別表 5

個人県民税の特例計算内訳書（年度 年 月 月分）												
区	分	調 定 額			収 入 済 額			不納欠損額 (ウ)	収入未済額 (7)-(4)-(7)	県 民 税		
		前月までの 累計	本月中	計（ア）	前月までの 累計	本月中	計（イ）			払 込 済 額	県 民 税 額	会計管理者保管 額又は過払込額 △（イ）－（オ）
平成18年度 以前課税分 に係る	本 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	市町村民税											
	計											
	延滞金											
平成19年度 から令和5 年度までの 課税分に係 る	本 税											
	市町村民税											
	計											
	延滞金											
令和6年度 以降課税分 に係る	本 税											
	市町村民税											
	計											
	延滞金											
合 計	本 税											
	市町村民税											
	計											
	延滞金											
摘 要	令和5年度以前分の特定按分率：0.											
	令和5年度以前分の確定按分率：0.											
	令和6年度以降分の特定按分率：0.											
	令和6年度以降分の確定按分率：0.											

別記第164号の 2 の 2 様式中

運 転 者	身体障がい者等との関係		連絡先電話番号等			
	自 動 車 運 転 免 許 証 の 記 載 内 容	氏 名		免許の種類	大型・中型・普通・（ ）	
		住 所				
		条 件 等		有効年月日	年 月 日まで有効	

を

運 転 者	身体障がい者等との関係		連絡先電話番号等			
	自 動 車 運 転 免 許 証 の 記 載 内 容	氏 名		免許の種類	大型・中型・普通・（ ）	
		住 所				
		番 号	第	号		
	条 件 等		有効年月日	年 月 日まで有効		

に改

め、同様式の注書に次の 1 項を加える。

- 4 「運転者」の項の「自動車運転免許証の記載内容」の項は、自動車運転免許証の記載内容又は道路交通法第95条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報を記載することとし、この申請書に自動車運転免許証の写しを添付する場合は、記入を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 8 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号**山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則（平成26年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（表）中	被保険者証等の 種別	を	種別	に、
	被保険者証等の 記号及び番号		記号、番号及び 枝番	

自己負担上限額に関する事項	①	受診者（受診者が18歳未満の場合は保護者）の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付（障害年金、遺族年金等）の受給の有無	☐ 有・ ☐ 無
	②	（①で「有」にレ印を付けた場合に記入すること） ①の給付の合計額	☐ 80万円を超える ☐ 80万円以下
	③	受診者の小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無	☐ 有（受給者番号 ☐ 無（申請中の場合は病名
	④	☐ 人工呼吸器等装着	次の1及び2のいずれも満たす者 1 次の生命維持管理装置を継続して常時装着する必要がある者 （1）気管切開口又は鼻・顔マスクを介した人工呼吸器 （2）体外式補助人工心臓 2 日常生活動作が著しく制限されている者
	⑤	☐ 高額かつ長期	月ごとの医療費総額が5万円を超える月が1年間に6回以上ある者
	⑥	☐ 軽症高額該当	症状が軽症で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が1年間に3回以上ある者

を

該自己負担上限額に関する事項にレ印を記入する【要確認】	☐	受診者（受診者が18歳未満の場合は保護者）の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付（障害年金、遺族年金等）を受けている。
	☐	受診者が小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受け、又は申請している。認定を受けている場合は受給者番号（ 申請中の場合は病名（
	☐	人工呼吸器等装着
	☐	高額かつ長期
	☐	軽症高額該当

に、

「である理由」を「である理由（該当するものの□にレ印を記入すること）」に、

申請手続等を委任する場合	私は、この申請に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。	
	受任者 氏 名 住 所（郵便番号 電話番号	（受診者との続柄 ） 申請者（受診者又はその保護者） 氏 名

を

申請手続等を委任する場合	私は、この申請に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。	
	申請者（受診者又はその保護者）氏 名	
受任者	住 所（郵便番号 氏 名	（電話番号 （受診者との続柄

に改め、

同様式（表）の備考第1項を削り、同備考第2項中「被保険者等の種別」を「加入している医療保険」の「種別」

に改め、同項を同備考第1項とし、同備考中第3項を第2項とし、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

氏名及び個人番号		受診者 との 続柄	職業又は 就学の状態等	生年月日	特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無
		本人			
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）
				年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （受給者番号）
個人番号					無（申請中の場合は病名）

受診者の 保護者 （受診者 が18歳未 満の場合 に記入す ること）	フリガナ											受診者との 続柄	
	氏 名												
	個人番号												
	住 所 （受診者と同じ場 合は記入不要）	（郵便番号）					（電話番号）					（日中連絡が取れる電話番号）	

備考 1 受診者と同一の世帯に属する者のうち、当該受診者と同じ医療保険に加入している者を全て記入すること。

2 「特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。また、「有」を○で囲んだ場合には、認定を受けている医療費を○で囲むとともに当該医療費に係る受給者番号を記入すること。「無」を○で囲んだ場合で申請中の場合は病名を記入すること。

DV・虐待等の被害及びそのおそれにより避難している場合は、情報連携における不開示設定等を希望することで、所在地につながる情報を秘匿することができます。希望する場合には、右欄の□にレ印を記入してください。	☐ 秘匿を希望する
--	---

別記様式第6号中「被保険者証等の記号及び番号」を「加入している医療保険の記号、番号及び枝番」に改める。

別記様式第7号中「被保険者証」を「加入している医療保険」に、「及び番号」を「、番号及び枝番」に、

届出手続等を委任する場合	私は、この届出に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。 受任者 氏 名 (受診者との続柄) 住 所（郵便番号 ） 届出者（受診者又はその保護者） 電話番号 氏 名
--------------	---

を

届出手続等を委任する場合	私は、この届出に係る書類の提出及び受領に関する権限並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を提供する権限を次の者に委任します。 届出者（受診者又はその保護者）氏 名	
	受任者	住 所（郵便番号 ）（電話番号 ） 氏 名（受診者との続柄 ）

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 改正前の別記様式第6号の規定による特定医療費（指定難病）受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による特定医療費（指定難病）受給者証とみなす。

告 示

山形県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ICCリサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	訪問看護ステーションコティエ 新庄市大手町2番68号2F	訪 問 看 護	令和 7. 3. 31

山形県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ICCリサーチ・アンド・アドバイザー株式会社	訪問看護ステーションコティエ 新庄市大手町2番68号2F	介護予防訪問看護	令和 7. 3. 31

山形県告示第291号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人みなあい 南陽市二色根字綿打432番地の3	放課後等デイサービスプリムラ 南陽市二色根字綿打432番地の3	放課後等デイサービス	令和 6. 12. 31

山形県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人にじの家 米沢市太田町三丁目1番32号	グループホームにじいろ 米沢市城南一丁目7番34号	共同生活援助	令和 7. 4. 1
社会医療法人公徳会 南陽市柊塚948番地の1	米沢くぬぎ荘 米沢市下花沢二丁目4番48－7号	短期入所	同

山形県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人陽光会 南陽市宮内1266番地の1	いちょうの家 南陽市宮内1266番地の1	生活介護	25名	令和 7. 4. 1
社会福祉法人陽光会 南陽市宮内1266番地の1	いちょうの家 南陽市宮内1266番地の1	就労継続支援（B型）	35名	同

山形県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
特定非営利活動法人みなあい 南陽市二色根字綿内432番地の 3	障がい者自立支援センターさくら 南陽市二色根字綿内432番地の3	生 活 介 護	令和 6. 12. 31
特定非営利活動法人みなあい 南陽市二色根字綿内432番地の 3	障がい者自立支援センターさくら 南陽市二色根字綿内432番地の3	就労継続支援（B 型）	同
特定非営利活動法人みなあい 南陽市二色根字綿内432番地の 3	障がい者自立支援センターさくら 南陽市二色根字綿内432番地の3	短 期 入 所	同
社会福祉法人にじの家 米沢市太田町三丁目1番32号	グループホームにじいろ 米沢市城南一丁目7番34号	共 同 生 活 援 助	令和 7. 3. 31
社会福祉法人にじの家 米沢市太田町三丁目1番32号	グループホームにじいろ 短期入所 事業所 米沢市城南一丁目7番34号	短 期 入 所	同

山形県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
株式会社 s a t o 東田川郡庄内町宮曾根字宮の前 123番地	y a o 8 東田川郡庄内町宮曾根字宮の前123 番地	就 労 移 行 支 援	令和 7. 4. 1

山形県告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
イデアルファロー株式会社 酒田市東町一丁目15番地の25	障がい者サポートセンター あらた就B 酒田市みずほ一丁目19番地 の1	就労継続支援（B 型）	20名	令和 7. 4. 1

山形県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	障がい者サポートセンターあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	就労継続支援（B型）	令和 7. 3. 31

山形県告示第298号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.70%」を「年0.65%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年3月19日から適用する。
- 令和7年3月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第299号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年3月19日から適用する。
- 令和7年3月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営上戸地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営上戸地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 縦覧に供する期間
令和7年4月10日から同年5月13日まで
- その他
 - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 4 月 8 日から同月22日まで縦覧に供する。
令和 7 年 4 月 8 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市黒川字橋本266番から 同 217番 2 まで	旧	15.7 メートル } 8.8	204 メートル
鶴岡市黒川字橋本117番 5 から 同 217番 1 まで	新	16.1 メートル } 10.1	同 上

山形県告示第302号

平成 5 年 3 月県告示第269号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 4 月 8 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

表を次のように改める。

海岸名	指定区域	指定年月日
山形県沿岸酒田海岸	(1) 基点 1 から基点 4 まで、補助点 4－1、補助点 1－1、基点 1 を順次結んだ線によって囲まれた区域 (2) 基点 5 から基点 8 まで、補助点 8－1、補助点 5－1、基点 5 を順次結んだ線によって囲まれた区域 (3) 基点 9 から基点11まで、補助点11－1、補助点10－1、補助点 9－1、基点 9 を順次結んだ線によって囲まれた区域 (基点及び補助点の位置) (1) の区域 基点 1 酒田市宮野浦地内 袖岡三角点（東経139度48分31秒、北緯38度54分45秒）から199度27分1,220メートルの地点 基点 2 基点 1 から14度48分864メートルの地点 基点 3 基点 2 から11度38分287メートルの地点 基点 4 基点 3 から10度21分623メートルの地点 補助点 1－1 基点 1 から295度01分308メートルの点 補助点 4－1 基点 4 から313度59分324メートルの点 (2) の区域 基点 5 酒田市日吉町地内 山王山三角点（東経139度49分49秒、北緯38度55分11秒）から321度30分2,053.1メートルの地点 基点 6 基点 5 から16度30分452.4メートルの地点 基点 7 基点 6 から24度40分375メートルの地点	平成 5 年 3 月19日

基点8	基点7から18度30分190.8メートルの地点
補助点5-1	基点5から291度50分321.5メートルの点
補助点8-1	基点8から291度53分281.7メートルの点
(3)の区域	
基点9	酒田市高砂地内 酒田灯台（東経139度48分58秒、北緯38度56分45秒）から26度35分1,637メートルの地点
基点10	基点9から291度50分469.5メートルの地点
基点11	基点10から21度50分175.7メートルの地点
補助点9-1	基点9から201度50分67メートルの点
補助点10-1	基点10から266度25分156.2メートルの点
補助点11-1	基点11から271度15分150.8メートルの点

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院 医療情報ネットワーク整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月8日

山形県立河北病院長 佐 藤 敏 彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 外来棟2階大会議室
- (2) 日時 令和7年5月19日（月） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院 医療情報ネットワーク整備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年6月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院事務部医事経営相談課医事係
電話番号0237(73)3131

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話にて連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月25日（金）午後3時までに山形県立河北病院事務部医事経営相談課医事係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The Medical Information Network infrastructure Development Service for Yamagata Prefectural Kahoku Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 19, 2025

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237(73)3131

令和7年4月8日印刷
令和7年4月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県